

原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成 28 年 12 月 9 日
原子力防災会議幹事会

1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したもの。本マニュアルは、原子力防災会議の下部組織である幹事会（局長級）で決定し、原子力防災会議に報告することとしている。

今般、平成 27 年 11 月に実施した原子力総合防災訓練から得た教訓事項や、同年 7 月に行われた防災基本計画の修正等を踏まえて改訂を行った内容について報告する。

2. 主な改訂事項

- (1) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において避難等の防護措置の実施方針を作成するとともに、関係地方公共団体等との間で認識の共有を図ることの明確化。
- (2) 自然災害に対応する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部（非対本部等）と原子力災害対策本部の合同開催、大規模複合災害時における非対本部等への情報連絡要員の派遣の具体化。
- (3) 福島地域におけるオフサイトセンターの指定変更に伴う現地本部の体制等の整理。